

# 湧水町公共施設等総合管理計画



平成29年3月  
鹿児島県湧水町

## 目次

---

1	はじめに	
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	計画期間	1
2	公共施設等の現況及び将来の見通し	
2.1	老朽化をはじめとした公共施設等の状況	2
2.2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	4
2.3	維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	5
3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
3.1	原状や課題に関する基本認識	8
3.2	基本方針	8
3.3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	9
4	計画のフォローアップの実施方針等	12

# 1 はじめに

---

## 1.1 計画策定の背景と目的

---

本町では、快適な生活環境の構築や住民ニーズなどに対応するため、公共建築物やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）を保有しておりますが、施設の老朽化等による大規模修繕や更新等が必要となることが予想されます。

さらに、本町では人口の減少や少子高齢化が著しく進んでおり、将来の人口規模に相應する需要を見据えた施設量の見直しが必要となっています。また、税収の低下や扶助費の増大により公共施設等の維持管理に関する財政は厳しさを増すことが確実であり、公共施設等の維持管理費を抑制していく必要があります。

このような状況において、全ての施設を維持・更新することは困難な状況であり、健全で持続可能な財政経営を実現するため、より効率的かつ効果的な公共施設の活用と最適な規模での維持管理を行うことが必要となります。

以上を踏まえ、本町が保有する公共施設等全般を対象とした今後の総合的な管理の指針として「湧水町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

## 1.2 計画期間

---

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

## 2 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2.1 老朽化をはじめとした公共施設等の状況

#### ①公共建築物

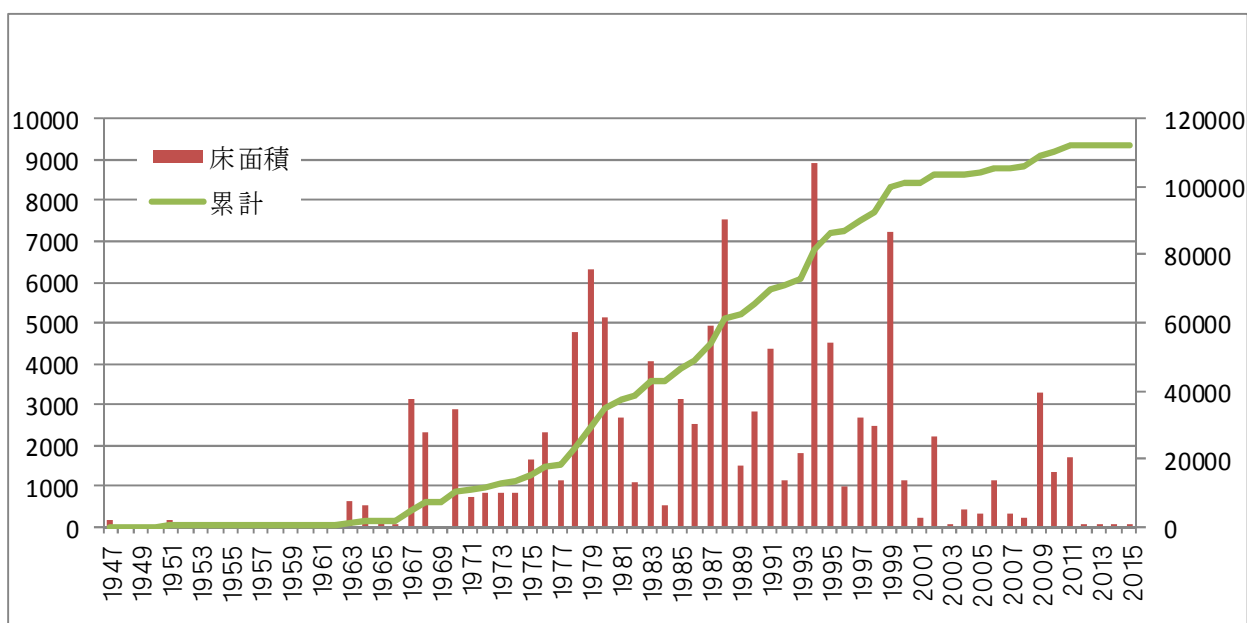
当計画は、今後の維持管理の取組の方向性を検討することを目的としており、町有公共建築物 177 施設（延床面積約 112,399 m<sup>2</sup>）を計画対象施設とします。

計画対象施設の多くは 1980 年代以降に建築されていますが、建築後 40 年以上経過した建築物が延床面積ベースで全体の 16%、30 年以上経過した建築物が全体の 31%を占めています。

分類	施設数	延床面積 m <sup>2</sup>
社会教育系施設	3	3,605.45
スポーツ・レクリエーション系施設	14	13,999.71
産業系施設	21	13,699.75
学校教育系施設	29	27,930.44
保健・福祉施設	6	3,347.85
行政系施設	23	8,547.98
公営住宅	38	32,825.91
公園	5	276.13
供給処理施設	4	2,068.91
その他	34	6,097.53
計	177	112,399.66

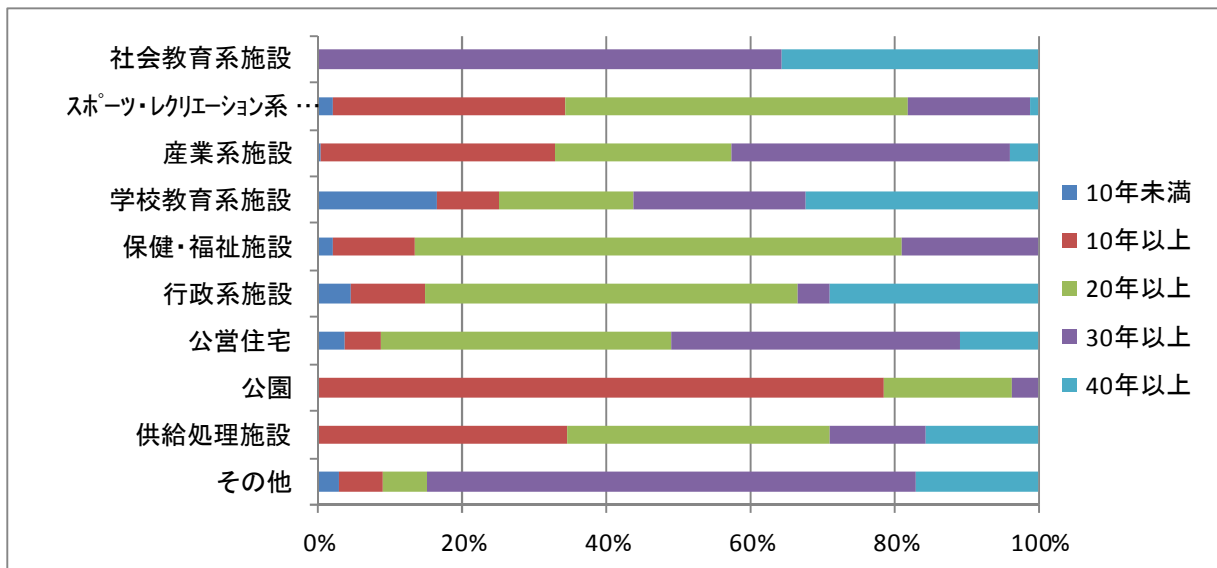
(湧水町資産台帳データ)

図表-公共建築物の建築年度（物件ごとに集計）



(湧水町資産台帳データ)

図表-公共建築物の累計別建築経過年数割合



(湧水町資産台帳データ)

## ②インフラ施設

インフラ施設は、道路が延長 376.74km, 橋梁が延長 1.68km, 上水道が延長 71.40km, 簡易水道が延長 112.62km を町が保有しています。

図表-インフラ施設の保有状況

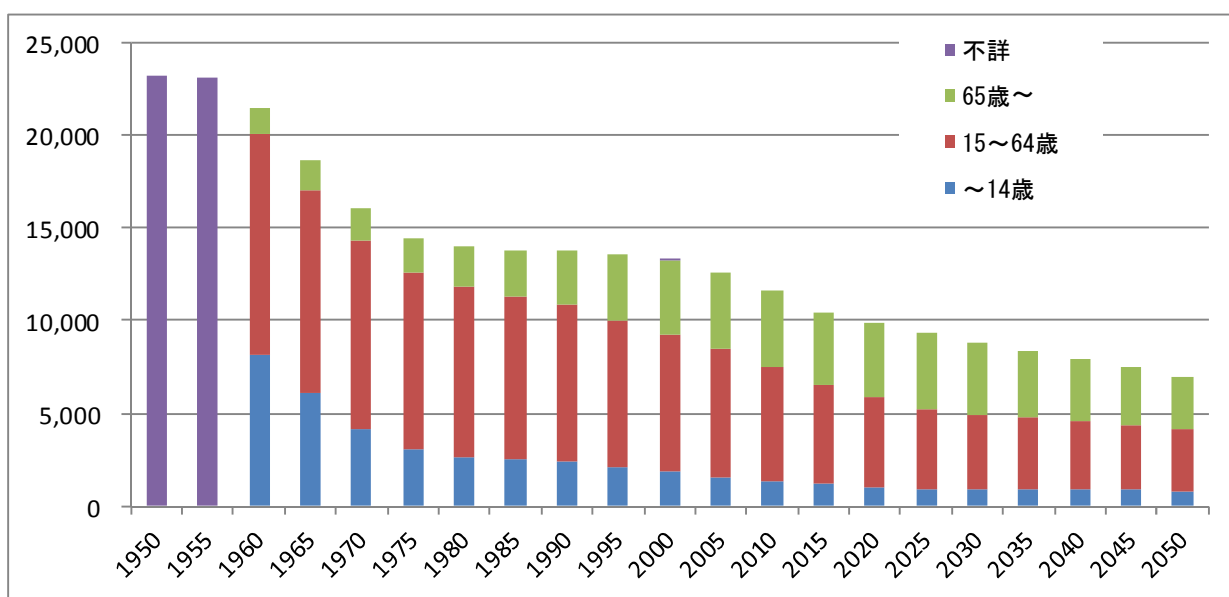
分類	施設延長
道路	延長376.74km (町道276.015km, 農道33.596km, 林道67.312km)
橋梁	延長1.68km (町道1.677km)
上水道	延長71.40km (送水管7.566km, 配水管63.835km)
簡易水道	延長112.62km (導水管0.125km, 送水管3.527km, 配水管108.971km)

## 2.2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

湧水町の総人口（合併前は，旧町の合計）は，昭和25年の人口をピークに減少が続き近年においてはピーク時の約半分の10,390人にまで減少しています。今後もこの傾向は続き，平成62年には6,989人にまで減少することが予想されます。

年齢階層別人口についてみると，65歳以上の老年人口割合は，昭和35年は6.5%でしたが，それ以降は37.0%にまで増加し続けており，平成42年には44.2%にまで増加することが予測されています。その一方で，15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は，昭和55年の66.4%をピークにその後は51.8%にまで減少し続けており，平成42年には45.6%になり，老年人口とほぼ同じ割合になることが予測されています。

図表-総人口や年齢階層別人口の推移及び今後の見通し



	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
65歳～			1,406	1,555	1,734	1,919	2,089	2,501	2,964	3,498	3,988
			6.5	8.3	10.8	13.2	14.9	18.1	21.4	25.8	30.1
15～64歳			11,952	11,005	10,165	9,491	9,281	8,741	8,532	7,997	7,366
			55.6	59.0	63.2	65.5	66.4	63.4	61.6	59.1	55.6
～14歳			8,138	6,099	4,183	3,078	2,612	2,550	2,355	2,042	1,879
			37.9	32.7	26.0	21.3	18.7	18.5	17.0	15.1	14.3
不詳	23,204	23,139	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	23,204	23,139	21,496	18,659	16,082	14,488	13,982	13,792	13,851	13,537	13,237
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	
65歳～	4,106	4,065	3,844	4,035	4,085	3,907	3,624	3,397	3,146	2,867	
	32.7	35.1	37.0	40.9	43.8	44.2	43.3	42.8	42.2	41.0	
15～64歳	6,948	6,255	5,382	4,803	4,315	4,028	3,853	3,668	3,479	3,340	
	55.3	53.9	51.8	48.7	46.3	45.6	46.0	46.2	46.7	47.8	
～14歳	1,512	1,275	1,164	1,020	928	901	898	870	832	782	
	12.0	11.0	11.2	10.4	9.9	10.2	10.7	11.0	11.1	11.2	
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	12,566	11,595	10,390	9,858	9,328	8,836	8,375	7,935	7,457	6,989	

(国勢調査人口)

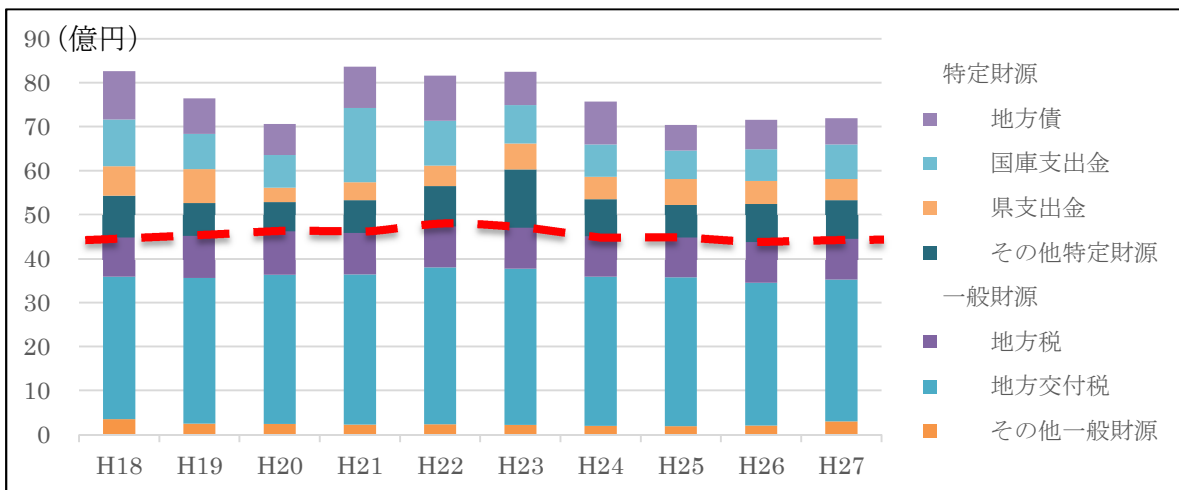
## 2.3 維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

### (1) 本町の財政状況の推移

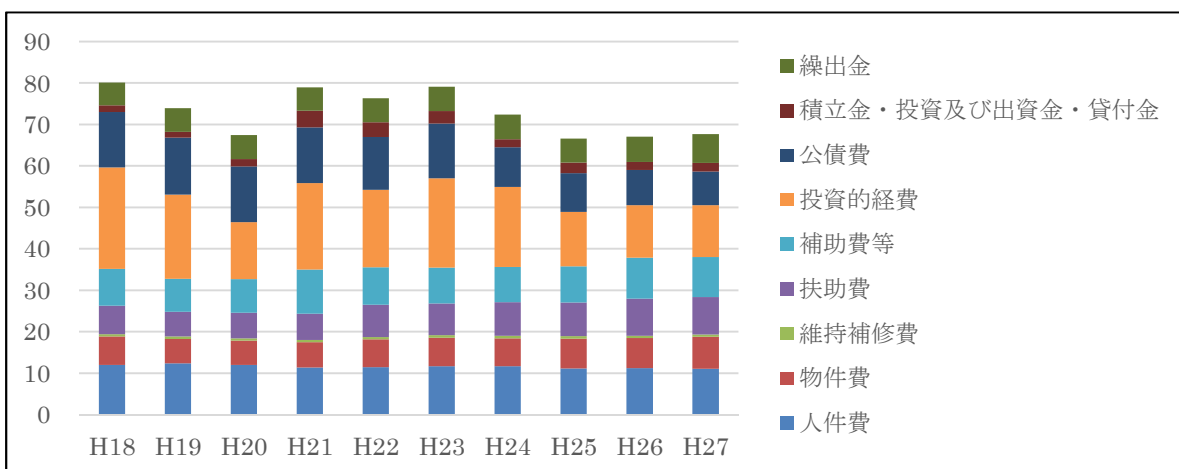
湧水町における平成 27 年度の歳入の状況は、71.9 億円となっており、平成 21 年度の 83.7 億円をピークに減少傾向にあり、ここ数年は 71 億円前後を推移しています。そのうち一般財源が 45 億円前後で推移していますが、この大半を占める地方交付税は、合併特例法に基づく財政支援の終了により、平成 27 年度から平成 32 年度までに段階的に減少していく状況であります。また、特定財源は、国の施策の影響を受けて、増減が激しい状況にあります。

歳出の状況は、人件費や公債費を抑制しているものの、人口減少・少子高齢化が一段と進行する中、社会保障関係経費を中心に扶助費、各特別会計への繰出金が増加傾向にあります。さらに、今後、老朽化を迎える公共施設等の更新・維持管理経費が増加していくものと考えられるため、限られた財源を有効かつ重点的に配分し、歳入歳出のバランス及び財政規模の適正化を図りながら、無理のない健全な財政運営を推進する必要があります。

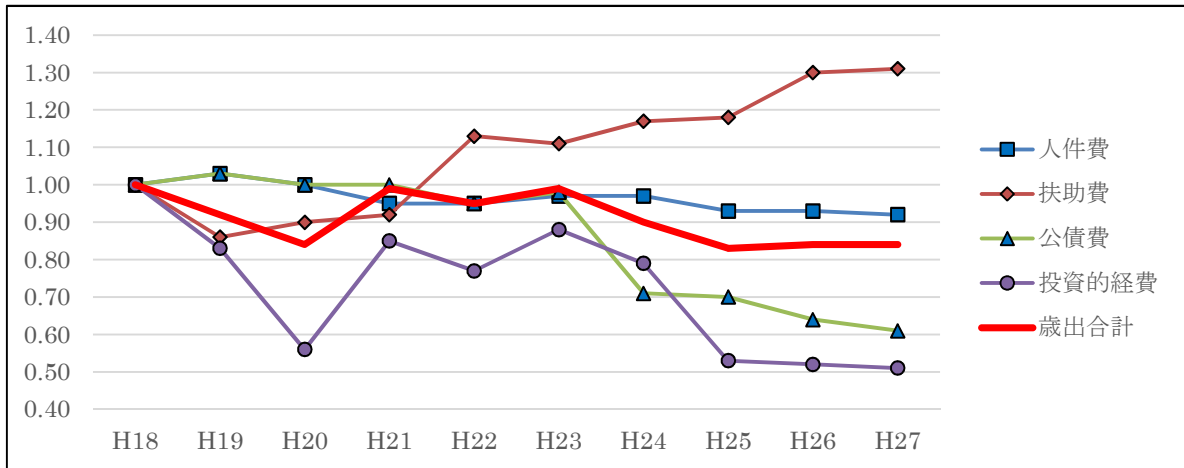
図表-歳入決算額の推移（普通会計決算）



図表-歳出決算額の推移（普通会計決算）



図表-歳出主要項目の平成 18 年度からの増加率



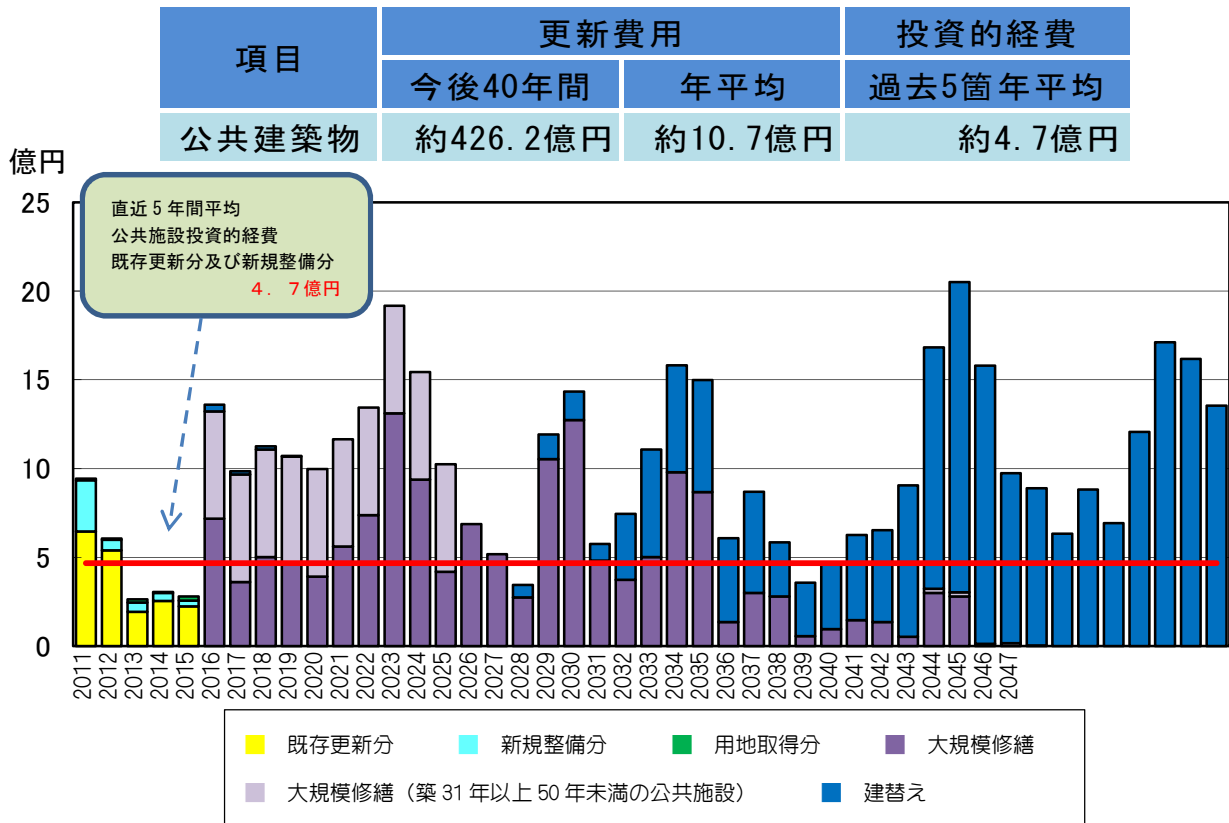
(2) 公共施設等の更新費用等の見込み

① 公共建築物の更新費用と充当可能な経費の見込み

前述しました公共建築物をこのまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間に約 426.2 億円、年平均にすると約 10.7 億円を必要とする試算となります。

一方で、公共建築物に関する投資的経費の過去 5 箇年の平均は約 4.7 億円であり、今後更新に必要な年平均額の半分程度となり、仮に投資的経費を現状レベルで維持できたとしても、現在保有する施設を全て更新することは困難であると推測されます。

(以降、総務省提供 公共施設及びインフラ資産の更新費用の簡便な推計に関する調査表システム結果を掲載)





## ②インフラ施設の更新費用と充当可能な経費の見込み

インフラ施設について、現在保有する施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、今後40年間に普通会計施設（道路・橋梁）は約271億円、公営事業会計施設（上水道）は約179億円、年平均にするとそれぞれ約6.8億円、約4.5億円を必要とする試算になります。

一方で、インフラ施設に関する投資的経費の過去5箇年の平均は、普通会計施設で約3.2億円、公営事業会計施設で約0.2億円であり、今後更新に必要な年平均額を大幅に下回る結果となっています。

項目		更新費用		投資的経費
		今後40年間	年平均	過去5箇年平均
普通会計	一般道路	約243.3億円	約6.1億円	約3.2億円
	橋梁	約27.9億円	約0.7億円	
	計	約271.2億円	約6.8億円	
公営事業会計	上水道 (簡易水道含む)	約179.1億円	約4.5億円	約0.2億円

### 3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 3.1 現状や課題に関する基本認識

公共建築物については、過去5箇年における維持・改修等にかかる平均額を大きく上回る大規模修繕や耐用年数経過による更新等の費用が必要であります。さらには、投資的経費についても逼迫する財政状況の中で現状レベルを維持することも保証できない状況であることから、本町が保有する177施設（延床面積約11.2万㎡）の全てを維持し続けることは困難であると考えられます。

また、町の人口は減少する一方である中、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化について前向きに検討を行っていく必要があります。

施設の安全面では、新耐震基準が適用される1981年以前に建築された建築物が全体の33%（延床面積ベース）を占め、耐震性を有さない建築物が残っていることも予想されることから精査した上での対応が必要となっています。

インフラ施設についても、公共建築物と同様の推計結果となっていますが、生活を支える重要な施設のため廃止することは困難であることから、維持管理の効率化等により安定的な維持管理を行っていく必要があります。

#### 3.2 基本方針

前述の原状や課題を踏まえ、本町における公共施設等を総合的に管理していくための基本方針を以下のように設定します。

##### 公共施設等を総合的に管理していくための基本方針

- 1 維持管理コストの縮減，平準化
- 2 適正な施設規模への見直し，合理化
- 3 財源の確保
- 4 管理に関する情報，体制の構築
- 5 施設の安全性や耐震性の確保

### 3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本方針ごとに管理に関する基本的な考え方を示します。

#### (1) 維持管理コストの縮減，平準化

##### ①適切な点検・診断等による問題箇所の早期発見（点検・診断等の実施方針）

施設の劣化が大きくなる前に予防保全型の維持管理を実施し，長期的な維持管理コストを縮減していくため，マニュアルに基づき点検・診断等を実施します。これら点検・診断等の結果はデータベース化し，マニュアルの改善等に活用します。

また，問題箇所の早期発見のため管理実施職員以外の職員や利用者からの報告により情報共有を図っていきます。

#### 公共建築物

効率的に点検・診断等を実施していくため「点検・診断等マニュアル」を作成し，マニュアルに準拠して点検・診断等を実施します。

用途廃止予定の施設については，事後保全型の維持管理とし，その他の施設は予防保全型の維持管理を原則として適切な点検・診断等に努めます。

#### インフラ施設

インフラ施設は，現状の施設の維持を基本とし，全ての施設において予防保全的な維持管理ができるように適切に点検・診断等を実施します。

橋梁については，橋梁長寿命化修繕計画に基づき職員による日常点検を実施するとともに，外部委託による定期点検を実施し，石橋は点検要領を参考に，その他の橋梁はマニュアルに準拠した定期点検に努めます。

##### ②長寿命化等によるトータルコストの削減（長寿命化の実施方針）

これまでの対処療法的な事後保全型の維持管理から施設の劣化が進行する前に計画的に行う予防保全型の維持管理に転換し，施設の長寿命化を図り，施設のライフサイクルコストを縮減します。長寿命化にあたっては，施設の重要性や点検・診断等を踏まえて優先順位や維持管理方策を検討するなど，最大限の効率性や実施効果が得られるよう努めます。また，管理コスト削減に繋がる工法や取組を積極的に導入します。

#### 公共建築物

点検・診断等の結果を踏まえて維持管理方策を検討し，長寿命化を推進します。

公営住宅については，住宅長寿命化計画に基づき長寿命化を進めることとしますが，当計画との整合性を図る必要が生じた場合は，適宜計画の見直しを行います。

## インフラ施設

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、その他の施設も同様に個々の長寿命化計画等を策定し、計画に基づいた長寿命化を実施します。

また、上水道については、独立採算を原則とした公営事業会計施設であることから湧水町水道ビジョンに基づき経営的な視点で維持管理等を行います。

それぞれの計画については、当計画との整合性を図る必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行います。

### ③遊休・余剰資産の売却等

遊休・余剰資産については、売却や貸し出しについて検討し、管理コストの縮減と新たな投資財源の捻出に努めます。

### ④年度間の管理コストの平準化

点検・診断等の結果や建替え時期、予算等を踏まえて年度間の管理コストの平準化について適宜検討します。

### ⑤効率的な施設の更新によるコストの縮減

施設の建替えや大規模改修にあたっては、その後の維持管理費を試算した結果をもとに工法等の検討を行うこととします。また、インフラ施設については、普通会計及び公営事業会計で連携し、道路舗装改修等に合わせて水道施設の更新を行うなど、費用の縮減に努めます。

## (2) 適正な施設規模への見直し、合理化（統合や廃止等の推進方針）

### 公共建築物

財源不足を解消するため、施設の統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、新たな施設整備は必要性の高い施設のみとします。

地域で利用されるコミュニティ施設等については、地域間の均衡などに配慮した適切な規模への見直しを検討します。

施設の統合等の検討にあたっては、検討に必要な施設の利用状況や維持管理状況等の情報を用いて適正な規模への見直しや合理化について、町民の意向を踏まえながら検討を行います。

### インフラ施設

インフラ施設は生活を支える重要な施設であるため、現状の施設の維持を基本とします。

### (3) 財源の確保

#### ①基金への積み立て

財政上安定的に公共施設の更新を行うため、不要財産の売却益等については財政調整基金に積み立てるなど経費の財源確保に努めます。

#### ②国・県の補助制度等の活用

公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本町の財政負担を軽減します。上水道については、簡易水道施設での事業の効率化や整備に関する国庫補助を受けるため水道事業の統合に努めます。

#### ③民間事業者との連携

新たな公共施設の整備や運営等において、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を積極的に活用するPPP（パブリック プライベート パートナーシップ）、PFI（プライベート ファイナンス イニシアティブ）の導入について検討します。また、民間施設を活用した公共サービスの提供についても検討します。

#### ④施設使用料の適正化

管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討します。

### (4) 管理に関する情報、体制の構築

施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴をデータベース化し、維持管理方策や更新の際の設計仕様の見直し等の基礎資料として活用します。

また、公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内の横断的な体制を整備し、職員が維持管理に関する問題意識を持ち改善に繋げるため、関係する講習会等への積極的な参加に努めます。

### (5) 施設の安全性や耐震性の確保

#### ①安全確保の実施方針

危険性を有する施設においては、安全対策を講じ、町民や利用者等の安全性を確保します。

#### 公共建築物

供用廃止となり利用見込みの無くなった施設については、処分を検討することとし、その間は関係者以外の者が侵入できないようにするなどの安全対策を講じます。また、点検診断等の結果により高度の危険性が認められた場合には、利用者等の安全性を確保した上で、早期の修復に努めます。

## **インフラ施設**

インフラ施設は、生活を支える重要な施設であるため、高度の危険性が認められた場合は、安全性を確保するための応急措置を施した上で、早期に修復に努めます。上水道については、老朽化に伴う破裂事故等を防止するため、計画的な配管等の更新を進め、安定した水の供給に努めます。

### **②耐震化の実施方針**

点検・診断等により耐震性に問題があると判断された場合は、耐震化方策を検討し、耐震改修の実施や耐震性のある施設への更新を行います。特に災害時に活動拠点や避難所となる施設やアクセス路線については、重点的に耐震化を行うこととします。

## 4 計画のフォローアップの実施方針等

---

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討会を実施することにより、情報管理・共有を図りながら計画の進捗状況を確認します。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの縮減、年度間の管理費の平準化の視点で管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、計画の見直しについても検討します。

また、新たな公会計制度に伴う固定資産台帳を随時更新しながら各施設の管理コストを明確にし、計画の制度向上に努めます。